

簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の揭示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成31年1月15日（火）

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 新居田 滝人

1 業務概要

- (1) 業務名 大阪駅北（2期）地区平成30年度中心線設置及び縦横断測量業務
（電子入札対象案件）
- (2) 履行場所 大阪府大阪市北区大深町他
- (3) 業務内容
- | | |
|--------------|---------|
| ① 中心線測量 | 5.692km |
| ② 縦断測量 | 5.692km |
| ③ 横断測量 | 5.692km |
| 内訳 幅45m未満 | 3.416km |
| 幅45m以上～75m未満 | 2.276km |
- （業務の詳細については「大阪駅北（2期）地区平成30年度中心線設置及び縦横断測量業務特記仕様書」を参照）
- (4) 履行期間
平成31年2月下旬（契約締結日の翌日）から平成31年8月30日まで（予定）
- (5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び書類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記3（1）②～様式1及び2を提出すること。）

2 指名されるために必要な要件

- (1) 参加表明書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。
- ① 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分は「測量」の認定を受けていること。
 - ② 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条の規定（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）に該当する者でないこと。
 - ③ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第332条の規定（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）に

該当する者でないこと。

- ④ 参加表明書及び資料の提出期限から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象とする指名停止を受けていないこと。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
 - ⑥ 平成20年度以降（平成20年4月1日から参加表明書提出日まで）において受注、業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）及び引渡しが進んでいる「同種業務」又は「類似業務」の実績が1件以上ある者であること。
 - イ 同種業務： 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構において発注された次の測量業務
 - ・人口集中地区（D I D地区）における測量業務
 - ロ 類似業務： 上記の同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した次の測量業務
 - ・人口集中地区（D I D地区）における測量業務
- なお、同種又は類似業務の実績があると認められない場合は選定しない。
- ⑦ 当機構関西地区に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所を有する者であること。

(2) 配置予定主任技術者は、次に掲げる条件を満たす者であること。

- ① 平成20年度以降（平成20年4月1日から参加表明書提出日まで）において受注、業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）及び引渡しが進んでいる上記2（1）⑥に記載する「同種業務」又は「類似業務」において主任技術者としての実績が1件以上ある者であること。
 - ※主任技術者として、業務に従事したことが確認できる書面の写しを提出すること。（たとえば主任技術者届、作業計画書等）
- ② 下記の資格を有し登録を行っている者であること。
 - ・測量士（資格の登録が証明できる書面の写しを提出すること。）
- ③ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合「虚偽の記載」として取り扱う。

(3) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は入札説明書4（3）のとおりとし、評価点の合計が高い者から原則10者を選定する。また、評価点の合計が高い者から選定して同点により10者以上となった場合は、当該者すべてを選定するものとする。

参加表明者が10者に満たない場合は参加表明者すべてを選定するものとする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

3 入札手続等

(1) 担当部署

- ① 公募条件及び積算について

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA 17階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部 うめきた都市再生事務所 事業計画課
電話06-6292-5267

② 入札手続について

〒536-8550

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課 電話06-6969-9970

※ 問合せ及び受付は、年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

(2) 入札説明書の交付期間及び入手方法

入札説明書等は、平成31年1月15日（火）から平成31年2月22日（金）までを交付期間とするので、当機構ホームページからのダウンロードとすること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2（1）①に掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、参加表明書を提出する時において、当該資格の認定を受けていない者については、入札説明書の示すところに従い参加表明書を提出することができる。

(4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

① 提出期間：（電子入札システムによる場合）

平成31年1月16日（水）から平成31年1月29日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

（紙による場合）

平成31年1月28日（月）及び平成31年1月29日（火）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 提出場所：（電子入札システムの場合）上記3（1）②に同じ。

（紙による場合）上記3（1）①に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、上記3（1）①に内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない（必ず事前予約を行うこと。）。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札期間及び入札書の提出方法

入札期間： 平成31年2月21日（木）及び平成31年2月22日（金）正午まで

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記3（1）②に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

開札日時： 平成31年2月25日（月）

開札場所： 独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課

※ 開札時間は、指名通知に併せて通知する。

(6) 当該業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、

再公募を実施する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（請負代金額の10分の1以上）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

また落札者は、測量・土質調査業務請負契約に関し、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の事業者を業務完了保証人として立てることにより、契約担当役に承認を得て契約補償金の全部の免除を受けることができる。

(2) 入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を競争参加資格のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 配置予定主任技術者の手持ち業務の提出

落札者は、業務請負契約書の締結時に配置予定主任技術者の手持ち業務を提出する。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 関西地区とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県をいう。

(10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしただけでない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。